

【記載例 7】

前年から繰り越された純損失の金額がある場合② 《措法 41 の 5 による繰越控除 2 年目》

《本年分に係る所得金額》

- 1 「事業所得・営業等」の「所得金額」 2,000,000 円
- 2 「分離長期譲渡所得」の「差引金額」 3,000,000 円

《前年から繰り越された純損失の金額》

- 3 「事業所得に係る純損失の金額」(平成 28 年分) △2,000,000 円
- 4 「措法 41 の 5 による繰越損失額」(平成 27 年分) △4,000,000 円

《第四表 (一)》

1 損失額又は所得金額								
A 経常所得 (申告書B第一表の①から⑦までの合計額)						⑤9 円		
所得の種類		区分等	所得の生ずる場所	④A 収入金額	⑤B 必要経費等	⑥C 差引金額 (A - B)	⑦D 特別控除額	⑧E 損失額又は所得金額
B	譲渡	短期	分離譲渡	円	円	⑨	/	⑩60 円
		長期	総合譲渡			⑪		⑫61
	一時	短期	分離譲渡	円	円	⑬ 3,000,000	/	⑭62 3,000,000
		長期	総合譲渡			⑮		⑯63
	C	山林		円				⑰64
						⑱65		

2 損益の通算						
所得の種類		①A 通算前	②B 第1次通算後	③C 第2次通算後	④D 第3次通算後	⑤E 損失額又は所得金額
A	経常所得	⑥9 円 2,000,000	⑦第1次 円 2,000,000	⑧第2次 円 2,000,000	⑨第3次 円 2,000,000	⑩円 2,000,000
B	譲渡	⑪61	1次通算	2次通算	3次通算	
	長期	⑫62 △				
	総合譲渡	⑬63				
	一時	⑭64				
C	山林	⑮65				⑯66
D	退職					
損失額又は所得金額の合計額						⑰71 円 2,000,000

(記載に当たっての留意事項)

- 1 申告書第四表 (損失申告用) (二) の「4 繰越損失を差し引く計算」欄において、措法 41 の 5 による繰越損失額 (△4,000,000 円) を、平成 29 年分の「長期・分離譲渡」の黒字 (3,000,000 円) から差し引き、引ききれない金額 (△1,000,000 円) を、平成 29 年分の「事業所得」の黒字 (2,000,000 円) から差し引きします。
- 2 前年から繰り越された純損失の金額 (△2,000,000 円 : 平成 28 年分で生じた事業所得に係るもの) を、上記 1 で計算した差引後の「事業所得」の黒字 (1,000,000 円) から差し引きします。
 なお、引ききれない事業所得に係る純損失の金額 (△1,000,000 円) は、更に翌年以後に繰り越すこととなります。

